

第 3 期亀山市子ども・子育て支援事業計画（最終案）に対する市議会からの意見とその対応

【個別意見】

該当 ページ	項目	意見	回答
	計画全体	計画（案）の 55 ページに記載のあるとおり児童発達支援センターや障がい児通所事業所等と連携し、児童発達支援体制の整備、充実を図るということであれば、次期総合計画に盛り込むことができるよう、本計画に児童発達支援センターの整備を明記すべきである。	本市の児童発達支援体制を面的に整備し、地域全体で児童発達支援体制に求められる中核機能を発揮できるよう、民間の児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所等と連携し、進めてまいります。
	計画全体	計画（案）には老朽化が進んでいる保育所の建て替えについての記載がないので、本計画に保育所の建て替え計画を明記すべきである。	就学前教育・保育施設につきましては、基本目標Ⅰ（１）①就学前教育・保育施設の再編と整備において、認定こども園を基本とした整備に取り組むとともに、既存施設の適切な改修等を行うとともに施設の充実を図るための整備について計画的に行うこととしています。施設の再編等については、本計画に基づき「亀山市就学前教育・保育施設の再編方針」を策定しておりますので、令和 7 年度には、第 3 期子ども・子育て支援事業計画において算出する量の見込みに基づく長期的な利用ニーズの予測などを基に、統廃合による集約化など再編を進めるよう、当該方針を改訂する予定です。
39	2. 地域子ども・子育て支援事業 ⑤養育支援訪問事業	「積極的に支援を求めることが難しい」という表記は積極的に求めないと支援に結びつかないとの印象を受ける。「積極的に」を削除しても伝わるのではないかと考える。	様々な事情から、支援が必要であるにもかかわらず支援を求めることが難しい家庭に対し訪問を行っているため、「積極的に」を削除いたします。
58-59	基本目標 2. 多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち （３）多様な主体が支える子育て支援の充実	子育てを支える主体は、一義的には保護者や家族でありながらも、行政や教育機関、NPO や支援団体、企業等、さらに広義に捉え、その役割や期待する支援内容、各組織主体の立ち位置を明記すべきである。	子育てを支援していただく様々な地域や支援団体等がございすが、その支援の推進や促進について、基本目標 2 「多様な主体に支えられ、子育てがつながるまち」に位置付けるものでございます。多様な主体が支える子育て支援においては、地域や支援団体等の役割を計画に明記するというよりは、その主体の子育て支援の内容や多様な主体への活動促進・連携強化を施策に反映し、進めてまいりたいと考えております。
67	基本目標 4. 子育ての希望がかなうまち （１）妊娠期から始まる切れ目のない子育て支援の充実 施策の方向性 ③出産の希望を支える支援	プレコンセプションケアについては、男女を問わず必要だが、文面からは読み取りにくいと感じる。「男女を問わず」を追加するべきである。	プレコンセプションケアについては、性別を問わず推進する予定でございすが、分かりやすいようにご指摘のとおり「性別を問わず」と追加いたします。

第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画（最終案）に対する市議会からの意見とその対応

【個別意見】

該当 ページ	項目	意見	回答
69	基本目標4. 子育ての希望がかなうまち (2) 子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援 施策の方向性 ①親の就労を支える保育サービスの提供	「小学校入学時における保育の隙間を生じさせない受け入れ体制づくり」と施策の方向性があるが、P68の課題には記載されていない。「小1の壁」の課題としてP68に明記すべきである。	子育てと仕事の両立を図ることが小学校入学時に子育て世帯が直面する課題として捉えているところであり、「小学校入学時における保育の隙間を生じさせない受け入れ体制づくり」が必要であると考えております。本市においては、放課後児童クラブにおける待機児童を発生させないという方針のもと、地域の実情や特性を勘案し、公共施設の利用など公的関与を行うとともに、必要に応じて民間活力を活用し、必要利用数を確保してまいりましたので、今後も同様に進めてまいります。
87	4. 地域子ども・子育て支援事業の必要利用数の見込みと確保の内容 (5) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業 ④児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える家庭や児童に対する支援策は、愛着障がいや虐待に結びつく恐れがあり喫緊の課題である。実施時期が令和10年以降では遅すぎると考える。	令和4年児童福祉法の改正により、地域子ども・子育て支援事業として、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が新設され、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることから、本計画において、量の見込みと確保の方策を策定し計画的に整備を進めることといたしました。児童育成支援拠点事業につきましては、施設の整備等、検討事項が多いことから、令和10年度の事業実施を予定しておりますが、検討状況に応じて実施時期を見直してまいります。